

岩手県告示第 351 号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成 21 年 4 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

第 3 条第 2 号中「第 3 号」の下に「第 4 号」を加える。

密 記

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。